

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書

（お台場海浜公園）

令和元年 11 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. お台場海浜公園の概略	4
5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	5
6. お台場海浜公園に係る実施段階環境アセスメントの経過	6
7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容	7
7.1 目的	7
7.2 内容	7
7.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過	20
8. 環境影響評価の項目	21
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	29
9.1 自然との触れ合い活動の場	29
9.1.1 現況調査	29
9.1.2 予測	43
9.1.3 ミティゲーション	44
9.1.4 評価	44
9.2 史跡・文化財	47
9.2.1 現況調査	47
9.2.2 予測	53
9.2.3 ミティゲーション	54
9.2.4 評価	54
10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容	55
10.1 修正の経過	55
10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見	55
10.3 意見見解書に記載された意見及び見解	56
11. 評価書対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容	57
11.1 修正の経過	57
11.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見	58
11.3 調査計画書に対する都民等の意見	64
12. 実施段階環境アセスメント手続の実施者	65
13. その他	65
13.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業につ いての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	65
13.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあ っては、その委託を受けた者の氏名及び住所	65

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成27年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

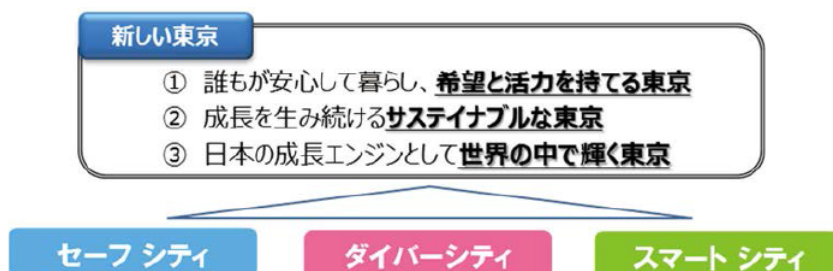


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示し、その後「東京2020アクション&レガシープラン2017（2017年7月策定）」として改訂した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、組織委員会は、東京2020大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017年1月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京2020大会ビジョンとの関係性、また、東京2020大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する5つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び

「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を示した。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. お台場海浜公園の概略

本評価書の対象であるお台場海浜公園の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

お台場海浜公園は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設で整備する競技場であり、東京 2020 大会では、オリンピックのトライアスロン及び水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロンの会場として利用される計画である。

表 4-1 本施設の概要（お台場海浜公園）

項 目	内 容
競 技	オリンピック：トライアスロン、水泳（マラソンスイミング） パラリンピック：トライアスロン
所 在 地	東京都港区台場一丁目 4 番地
地 域 地 区	用途地域：商業地域・第一種住居地域・準工業地域 防火・準防火地域：防火地域・準防火地域 その他地域地区等：臨海副都心台場地区地区計画
計 画 地 面 積	約 510,800m ² （うち水域約 435,400m ² ）
本 体 工 事 予 定 期 間	2019 年 11 月～解体復旧工事 （解体復旧工事は大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放）

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

本評価書では、事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。 また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。 以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場の現況）は満足するものと考える。 イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元に配慮して計画地から外している。 更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考える。 ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。 さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考える。
2. 史跡・文化財	計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画していることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。 以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指標（文化財の現況）を満足するものと考える。

6. お台場海浜公園に係る実施段階環境アセスメントの経過

お台場海浜公園の実施段階環境アセスメントの経過は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 お台場海浜公園の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	令和元年 9 月 6 日
意見を募集した日	令和元年 9 月 6 日～令和元年 10 月 5 日
都民等の意見	0 件
評価書案審査意見書が送付された日	令和元年 10 月 29 日
環境影響評価書が公表された日	令和元年 11 月 14 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容

7.1 目 的

本施設は、組織委員会が東京2020大会時のオリンピックのトライアスロン及び水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロンの会場として必要な仮設施設の整備を行うものである。

7.2 内 容

7.2.1 位 置

評価書の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり東京都港区台場一丁目のお台場海浜公園に位置する。お台場海浜公園の開園面積は陸域約75,400m²、水域約435,400m²であり、計画地の範囲は陸域となる磯浜及びおだいばビーチを含む概ねの範囲である。

計画地は、昭和50年12月1日に開園した東京都の海上公園であるお台場海浜公園に位置しており、計画地の南西側には、オリンピックのパレーボール（ビーチパレーボール）の会場となる潮風公園が隣接している。

7.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心に位置している。臨海副都心は、「臨海副都心まちづくりガイドラインー2016改定ー」（平成28年7月 東京都）において、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、台場地区は、お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地、海岸に面した生活利便施設等、広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうるおいのある複合市街地を形成していくとしている。

平成31年4月1日現在の港区の人口は約26万人であり、世帯数は約15万世帯である。¹

昼間人口は約94万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っているが、東京都港区台場一丁目においては昼間人口と夜間人口はほぼ同等となっている。²

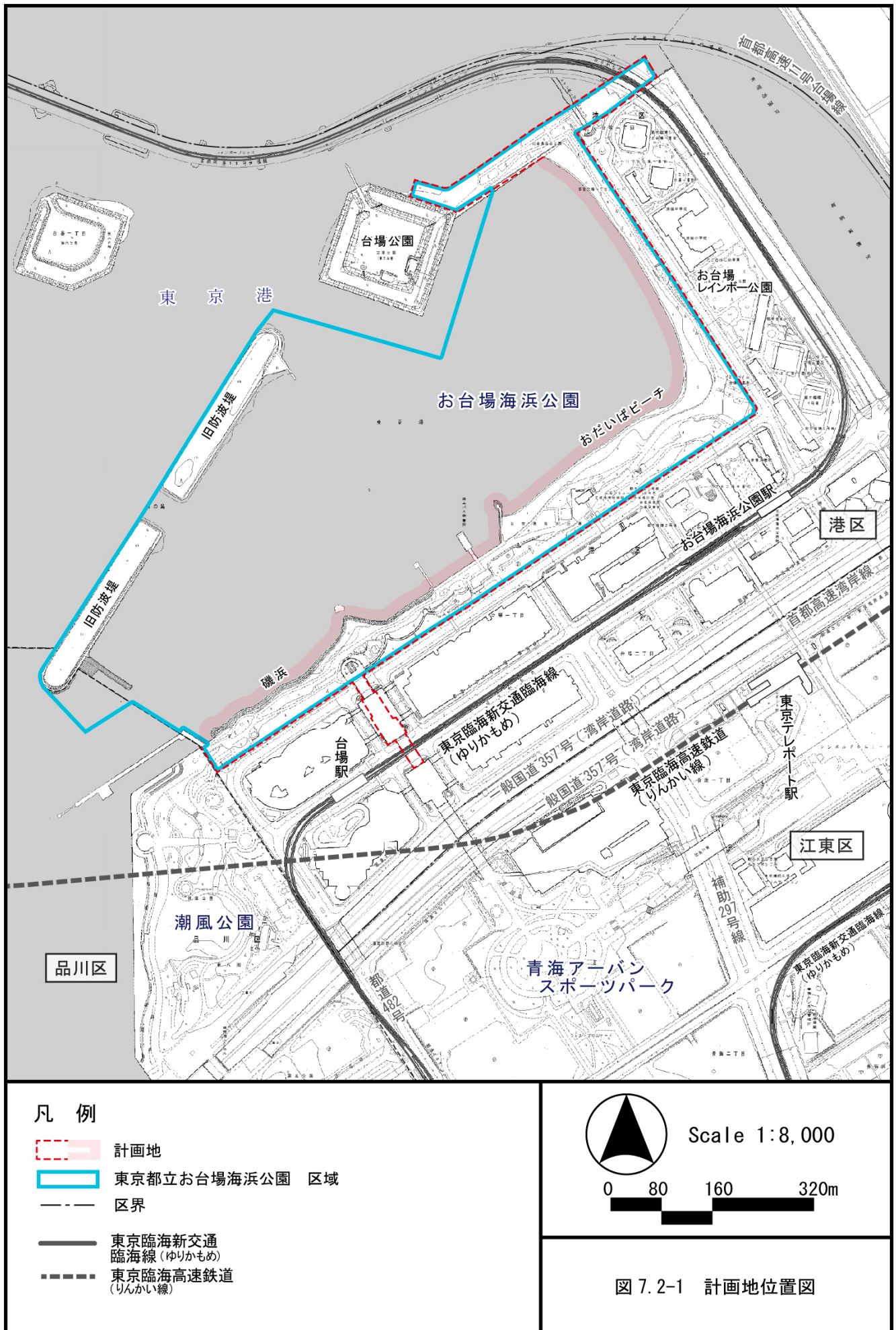
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、港区では宿泊業、飲食サービス業の事業所が約6千事業所、従業者数が約8万人と最も多く、東京都港区台場一丁目においては宿泊業、飲食サービスの事業所が71事業所、従業者数が約2千人となっている。³

¹出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく）」（令和元年5月16日参照 港区ホームページ）
<http://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/jinko/2019.html>

²出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく）」（令和元年5月16日参照 港区ホームページ）
<https://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/kokusechosa/shibaura.html>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（令和元年5月16日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



(c)NTT 空間情報株式会社 (2018 年 4 月撮影)

凡 例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園 区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)



Scale 1:8,000

0 80 160 320m

写真 7.2-1 計画地周辺の航空写真

7.2.3 事業の基本計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図 7.2-2 に示すとおりである。計画地前面の水域に水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の競技エリアを配置する。トライアスロンのバイク及びランのコースは、図 7.2-3(1)～(3)に示すとおり、計画地内のほか、計画地外の周辺道路に設定する。計画地の中央に仮設観客席（最大で高さ約 6.9m）を整備するほか、仮設観客席の北東側に立見エリアを配置する。また、大会の運営のため、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置する計画である。

主な仮設施設である仮設観客席¹の断面図は、図 7.2-4 に示すとおりである。仮設観客席の設置予定座席数は、約 3,000 席である。

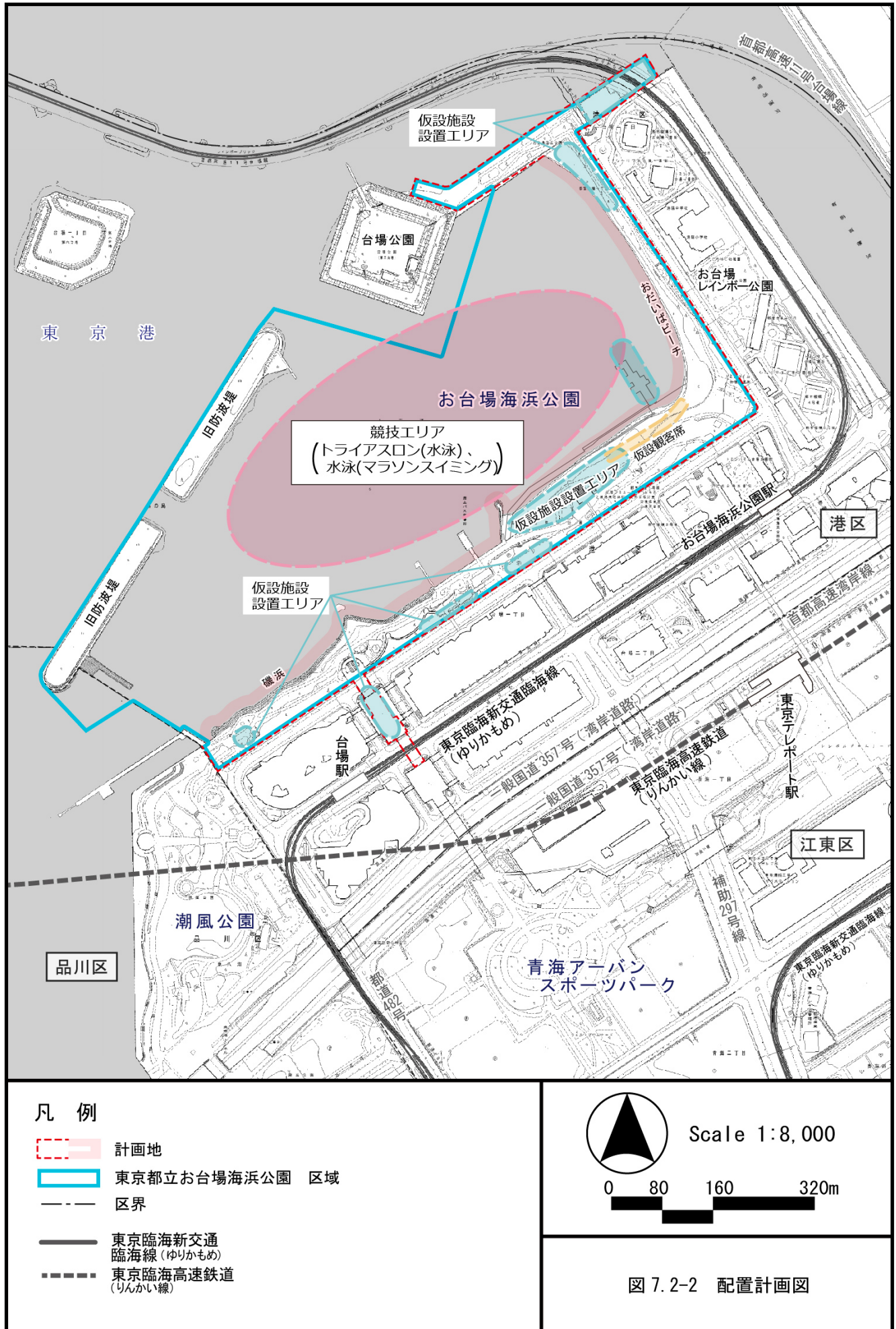
仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。

また、水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の実施に当たっては、アスリートが安全に、かつ安心して競技に臨めるよう水中スクリーンを設置する計画である。水中スクリーンは、大会前後の短期間にかけて、旧防波堤の外湾と内湾の境界となる海域に外湾と内湾の海水交換が可能な開閉式の汚濁防止膜を設置する計画である。

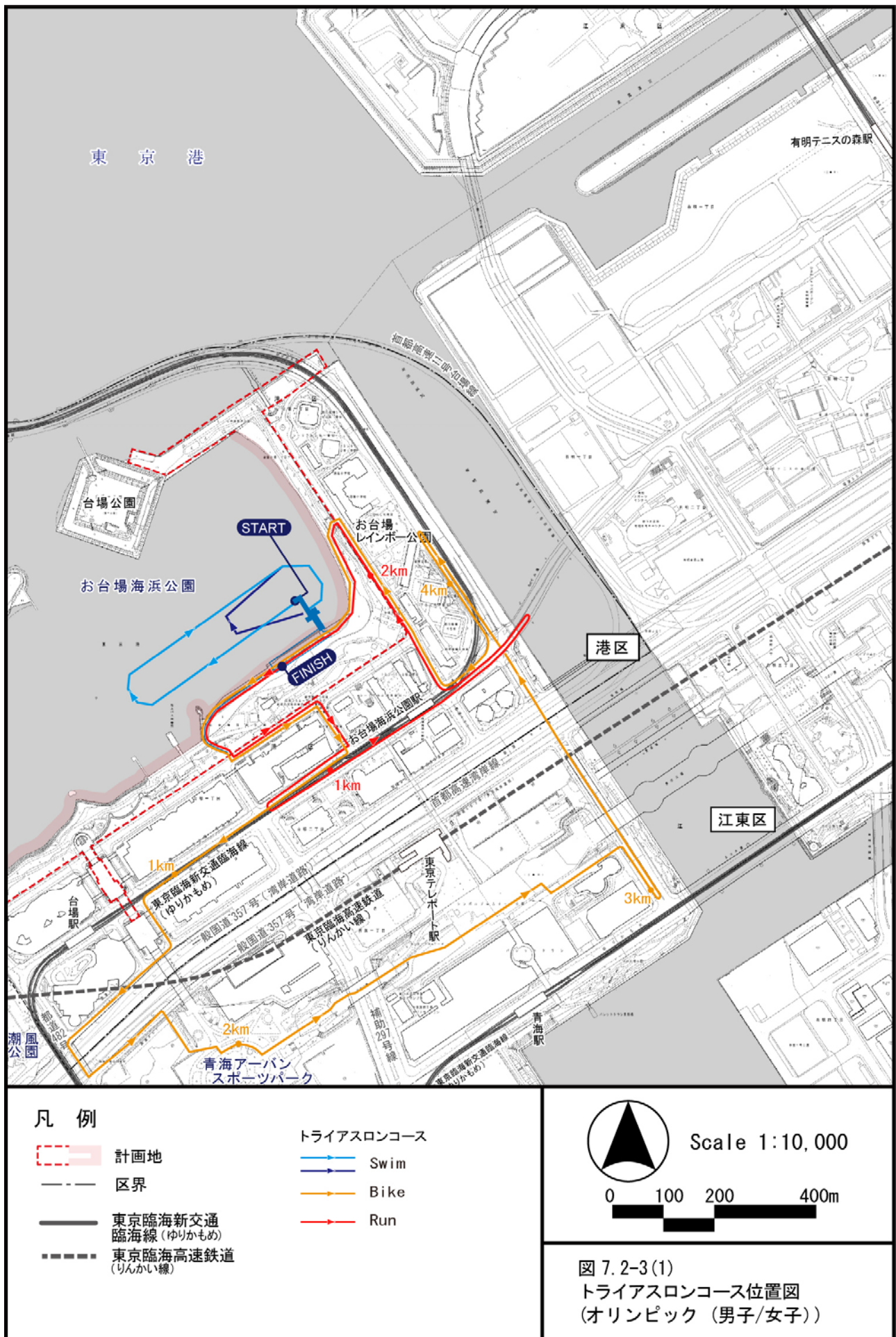
なお、本評価書は仮設施設等の設置及び撤去工事による影響を評価するものであり、開催中のアスリートへの影響については競技のアセスメントとして別途実施している。

1 仮設観客席については、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限り行われる。

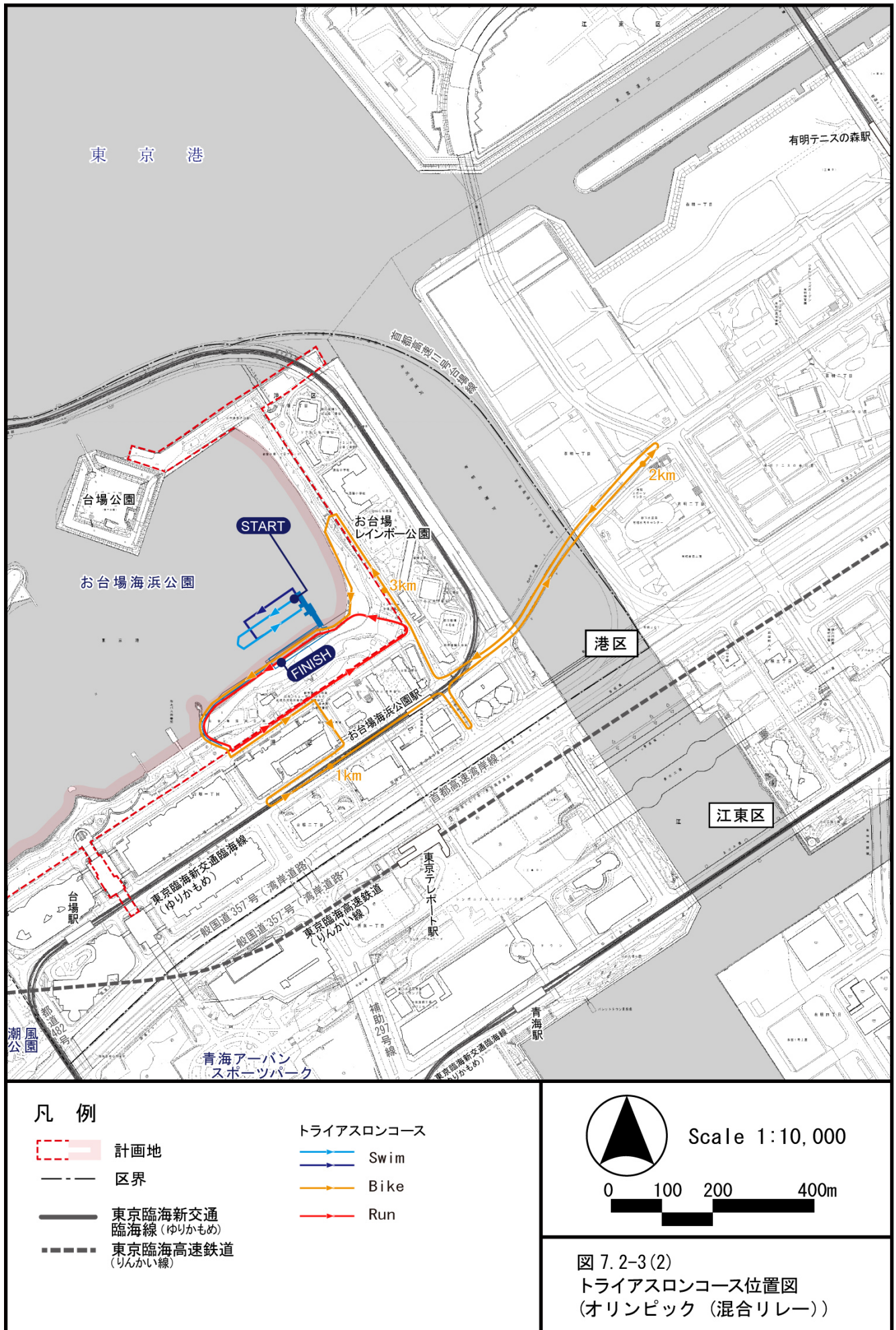
7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



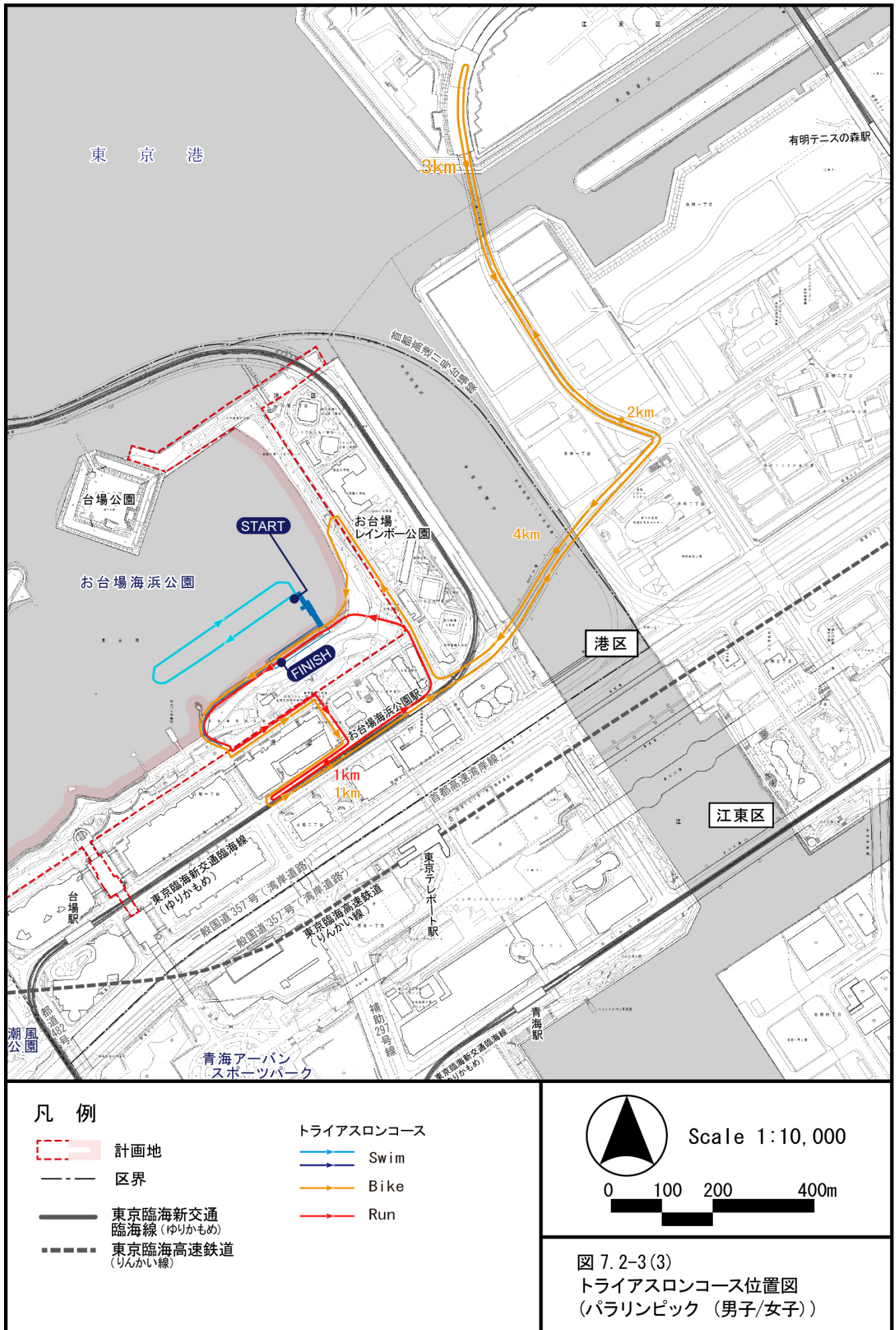
7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



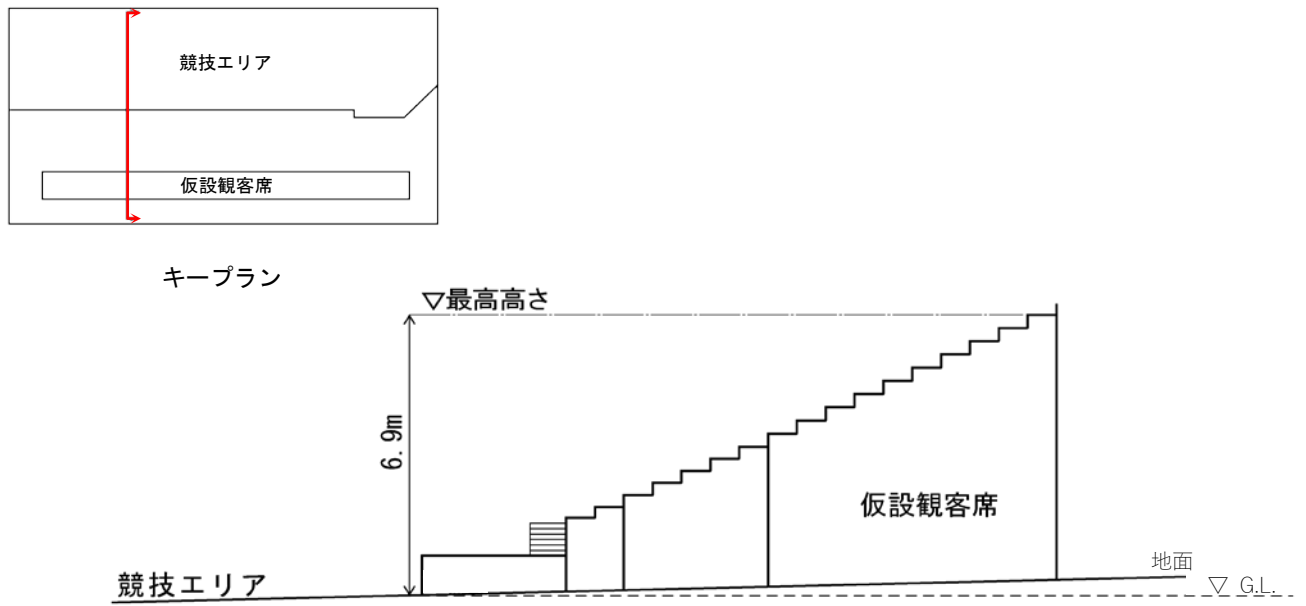


図 7.2-4 断面図

7.2.4 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、現時点での予定であり、今後、変更がありうる。

(1) 工事工程

工事工程は、表 7.2-1 に示すとおりである。東京 2020 大会前の仮施設整備については、2019 年 11 月から 2020 年 7 月までを見込み、段階的に公園内を閉鎖する計画である。また、東京 2020 大会後の仮施設の解体復旧工事は、大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放する計画である。

表 7.2-1 工事工程（予定）

工種/工事月	6				12				18			
仮設設備工事												
解体復旧工事									(未定)			

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 仮設工事

仮施設として、観客席、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの設置等を行う。

トライアスロンのバイク及びランのコースは、計画地外の周辺道路にも設定するが、計画地外の競技エリア工事（一部フェンスの撤去等の軽微なものを除く）は実施しない。大会前に設置し、大会後に撤去する水中スクリーンは、水上にフロートを浮かせて海中にスクリーンを張る仕組みとなっており、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。また、水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

2) 解体復旧工事

仮施設を撤去し、計画地内の原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-5 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）、首都高速 11 号台場線を利用する計画とし、周辺の教育施設から離隔を確保した既存の車両出入口で出入場する計画である。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 10 台/日程度、小型車 40 台/日程度、合計 50 台/日程度を予定している。

また、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表7.2-2 主な建設機械（予定）

工 種	主な建設機械
仮設工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体復旧工事	ラフタークレーン、バックホウ

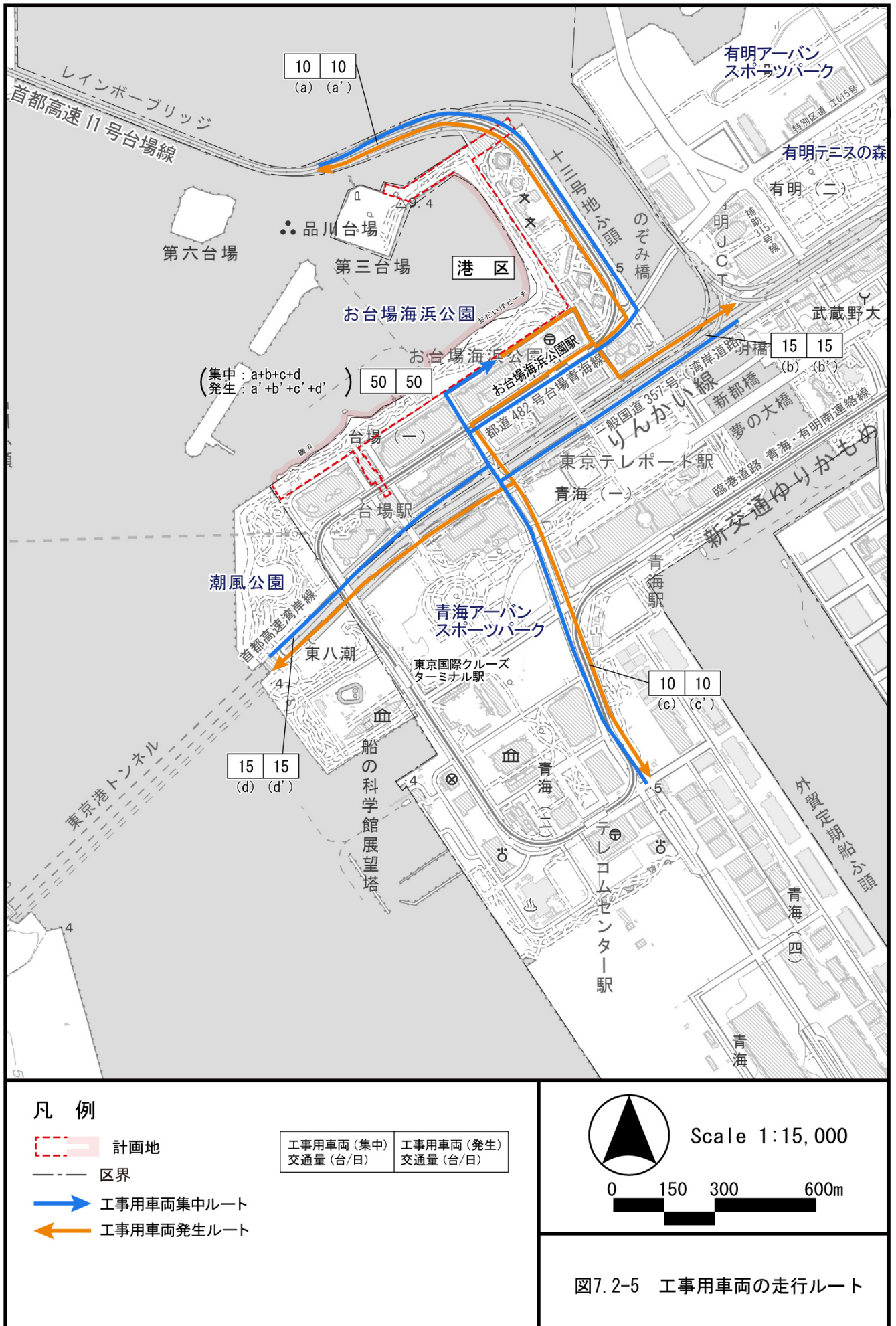
注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

(5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な建設廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、仮設施設の資材等は極力リースで調達するほか、大会後の仮設施設の解体復旧工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。

7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



7.2.5 環境保全に関する計画等への配慮の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「港区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-3 に示すとおりである。

表 7.2-3 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年 3 月)	・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。
港区環境基本計画 (平成30年 2 月)	本計画では、めざす環境像として、以下の6つを示している。 ・安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現 ・協働による循環型社会の形成 ・健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全 ・快適で魅力ある都市環境の形成 ・自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出 ・環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

(2) 持続可能性に配慮した運営計画

組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能な開発に貢献するため、持続可能性に配慮した運営計画を策定した。

持続可能性に配慮した運営計画での取組事項は、表 7.2-4 に示すとおりである。

表7.2-4 持続可能性に配慮した運営計画での取組事項

計画等の名称	計画等の概要	本事業で取り組む事項
持続可能性に配慮した運営計画第二版 (平成30年6月)	- 東京2020大会の持続可能性コンセプト Be better, together - より良い未来へ、ともに進もう。 ◆気候変動 ◆資源循環 ◆大気・水・緑・生物多様性等	- 大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 - 計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 - 仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 - 工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 - 自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 - 品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 - 品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 - 水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

7.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過

お台場海浜公園は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのトライアスロン、水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロン及び自転車競技（ロード・レース）のための仮設による会場として計画された。

このうち、パラリンピックの自転車競技については、平成30年3月7日のIPC理事会において、競技会場を富士スピードウェイとすることが承認された。

8. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 8-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

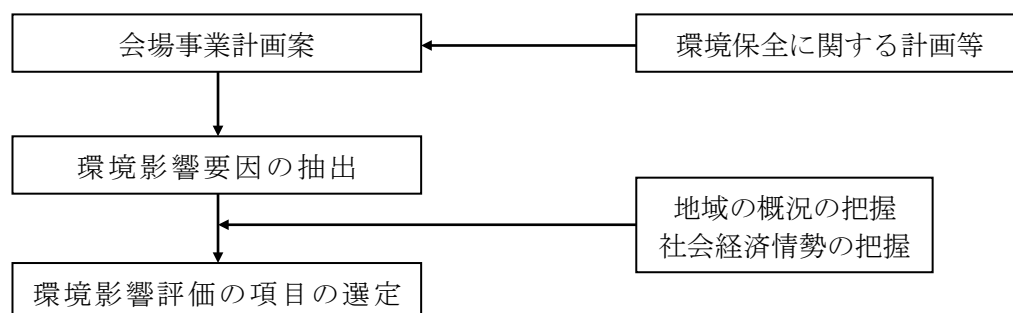


図 8-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 8-1 に示すとおり設定した。本評価書では、表 8-1 に示す環境影響要因のうち、開催前の仮設施設の整備及び開催後の仮設施設の解体に係る環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、全体計画及び競技のアセスメントとして環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施している。

表 8-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因	内容
開催前	恒久施設	施設の建設
		掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行
		建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
	仮設施設	建設機械の稼働
		建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現
		建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設施設	解体復旧工事
		東京 2020 大会の仮設施設の解体復旧工事に伴う影響
		工事用車両の走行
		解体復旧工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
	恒久施設	建設機械の稼働
		解体復旧工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は仮設施設のみで整備するため、本評価書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

選定した環境影響評価の項目は、表 8-2 (1) 及び (2) に、選定した理由は、表 8-3 に、選定しなかった理由は、表 8-4 (1) ～ (3) に示すとおりである。

表 8-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体復旧工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度						○				
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度										
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度										
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度										
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度										
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度										
			・ 生態系の変化の内容及びその程度										
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度										
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動						○				
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動										
			・ 建設機械等の騒音及び振動										
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動					○					
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
			・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物										
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度										
			・ 圧迫感の変化の程度										
			・ 緑視率の変化の程度										
			・ 景観阻害要因の変化の程度										
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	○						○			
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度			○						○	
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○						○		

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表 8-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体復旧工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度 ・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度						○				
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度	○						○			
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
			・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度										
			・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度										
			・ 文化財等の回復の程度										
	資源・廃棄物	水利用	・ 水の効率的利用への取組・貢献の程度						○				
		廃棄物	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等						○				
		エコマテリアル	・ エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度										
	温室効果ガス	温室効果ガス	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度						○				
		エネルギー	・ エネルギーの使用量及びその削減の程度						○				
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度 ・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度										
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度										
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度										
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容及びその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減										
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・ 電力供給の安定度						○ ○ ○				
			・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
		消防・防災	・ 耐震性の程度 ・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度						○ ○ ○				
	交通	交通渋滞	・ 交通量及び交通流の変化の程度										
		公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度						○				
		交通安全	・ 交通安全の変化の程度						○				
	経済	経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
		雇用	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
		事業採算性	・ 施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表8-3 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」とする。 なお、本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであるが、計画地内を段階的に工事を実施していくことから、開催前及び開催後における工事用車両の走行に係る「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」、開催前及び開催後における建設機械の稼働に係る「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」についても予測事項とする。
史跡・文化財	史跡・文化財に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。 予測事項は、「会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度」とする。

表 8-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
大気等	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。
水質等	仮設施設の設置工事及び解体復旧工事に当たっては、水域を大規模に改変することはない。また、施設の設置工事及び解体復旧工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。大会前後の短期間にかけて設置する水中スクリーンは、海水交換が可能な開閉式とし、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。 なお、開催中のアスリートへの影響については、競技のアセスメントとして別途実施している。
土壌	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、有害物質は使用しない。会場整備に当たり、一部の土地の改変を行うが、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。 なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書を提出、土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書を提出する予定であり、土壌汚染のおそれはないと考えられるが、今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。
生物の生育・生息基盤	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。
水循環	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。
生物・生態系	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、生物・生態系の状況に大きな変化は生じない。
緑	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、緑の状況に大きな変化は生じない。
騒音・振動	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。 また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。
日影	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。
景観	仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。

表 8-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
歩行者空間の快適性	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関からの歩行者経路に変化は生じない。
水利用	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	本計画は、仮施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物等の発生量は僅かである。 これらの仮施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。仮施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものについても、可能な限り再利用する計画である。 また、大会後の解体復旧工事では、仮施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。 これらを踏まえ、大会前の仮施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組については、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
エコマテリアル	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。

表 8-4(3) 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
交通渋滞	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通量及び交通流への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
公共交通へのアクセシビリティ	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。また、工事用車両の出入口の設置などにより、公共交通機関までの歩行者の経路に影響があるような場合には、工事用車両出入口に交通整理員を配置するなど歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画である。
交通安全	本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。 なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。
経済波及	東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
雇用	東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で評価する。

9 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

9.1 自然との触れ合い活動の場

9.1.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及び選択理由は、表9.1-1に示すとおりである。

表 9.1-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地内の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.1-2に示すとおりである。

表 9.1-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合い の活動の場調査	秋季	平日：平成 26 年 11 月 4 日(火) 休日：平成 26 年 11 月 3 日(月祝)	6：30～17：00
	春季	休日：平成 27 年 5 月 28 日(木) 平日：平成 27 年 5 月 31 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 27 年 8 月 3 日(月) 休日：平成 27 年 8 月 1 日(土)	6：30～17：00
	冬季	平日：平成 28 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 28 年 1 月 17 日(土)	6：30～17：00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 28 年東京都区部」(平成 29 年度 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「港区まちづくりマスタープラン」（平成 29 年 3 月 港区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.1-3、図 9.1-1 に、状況は写真 9.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置するお台場海浜公園には、広場、おだいばビーチ、海上バス乗り場、マリンハウス、モヤイ像、ベンチ、トイレ等が整備され、水辺空間といった自然と触れ合うことのできる憩いの場となっている。平日、休日を問わず、ビーチや広場の利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。また、季節に応じて、釣りや磯遊び、潮干狩りなどに活用される。休息、散歩、釣り等の利用者数は、平日よりも休日に多数確認された。

計画地周辺には、北側に台場公園、東側にお台場レインボー公園、南側にシンボルプロムナード公園、西側に潮風公園が存在する。また、これらの公園を繋ぐようにしてウォーキングコースやランニングコースが存在し、散策やジョギング等の利用がある。

表 9.1-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	お台場海浜公園駅ーお台場レインボー公園ー台場公園ーお台場海浜公園ー潮風公園 (約 2.7 km)	お台場海浜公園周辺の公園(お台場レインボー公園、台場公園、潮風公園)を巡るウォーキングコースであり、散策やジョギング等で利用される。
	②	お台場ランニングコース	潮風公園ーお台場海浜公園ー台場公園 (約 4.0 km)	誰もが気軽に参加できるランニングコース。信号がなく、比較的平坦で、走りやすいコースで海や緑に囲まれた公園を気持ちよく走ることができる。マラソン大会も適宜開催されている。
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	シンボルプロムナード公園ーお台場海浜公園ーシンボルプロムナード公園 (約 5.0 km)	
公園	④	お台場海浜公園	港区台場一丁目 4 番地 (510, 809.79 m ² (うち水域 435, 395.00 m ²))	昭和 50 年に開園した公園であり、レインボーブリッジやウォーターフロントの臨海副都心に囲まれた大都会のオアシスとして、ビーチや広場の利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。また、季節に応じて、釣りや磯遊び、潮干狩りなどに活用される。
	⑤	潮風公園	東京都品川区東八潮 1・2 番 (154, 939.86 m ²)	昭和 49 年に開園した、広場、遊歩道、レストハウス等の施設が整備された臨海副都心内では最大の公園である。お台場海浜公園やシンボルプロムナード公園と隣接する。レインボーブリッジを背景とした東京湾の美しい景色や大井コンテナふ頭を眺めることができる。
	⑥	台場公園	東京都港区台場一丁目 10 番 1 号 (29, 963.40 m ²)	昭和 3 年に開園した、国指定史跡に指定されている品川台場に整備された公園である。第 3 台場(砲台)の一部だった高い石垣や玉薬置所、火薬庫、兵舎の礎石などを見ることができる。水辺の景色やレインボーブリッジを眺めるビューポイントであり、春には美しい桜を楽しむことができる。
	⑦	お台場レインボー公園	港区台場一丁目 3 番 1 号 (11, 000 m ²)	平成 8 年に開園した、芝生広場、散策路、休憩スペース、バスケットゴールや公園遊具が整備された公園であり、遊戯、スポーツ、散策や休息等の利用が多く見られる。
	⑧	シンボルプロムナード公園	東京都港区台場一・二丁目、 東京都江東区青海一・二丁目、 東京都江東区有明二・三丁目 (264, 205.28 m ²)	平成 8 年に開園した臨海副都心(青海、有明、台場)の様々な施設を繋ぐ遊歩道(プロムナード)の公園で、ウエスト、センター、イーストの 3 エリアのプロムナードから成り立つ。このうち、ウエストプロムナードがお台場海浜公園に繋がる。チューリップ等の花々が植栽され、イベントが随時開催される賑やかな場所であり、夕暮れにはライトアップが行われる等ロマンチックな雰囲気も楽しむことができることから、散策、ジョギング、休息等の利用が多く見られる。

注) 下記出典をもとに作成。ただし、お台場海浜公園の目的等には現地調査による確認結果も含む。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」(令和元年 6 月 6 日参照 東京都福祉保健局ホームページ)

www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html

：「ミナトシティビュー鳥瞰図&すこやかマップ」(令和元年 6 月 6 日参照 みなと保健所健康推進課ホームページ)

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuri/documents/mapwalkingomotemen.pdf>

：「海上公園なび」(令和元年 6 月 6 日参照 東京港埠頭株式会社ホームページ)

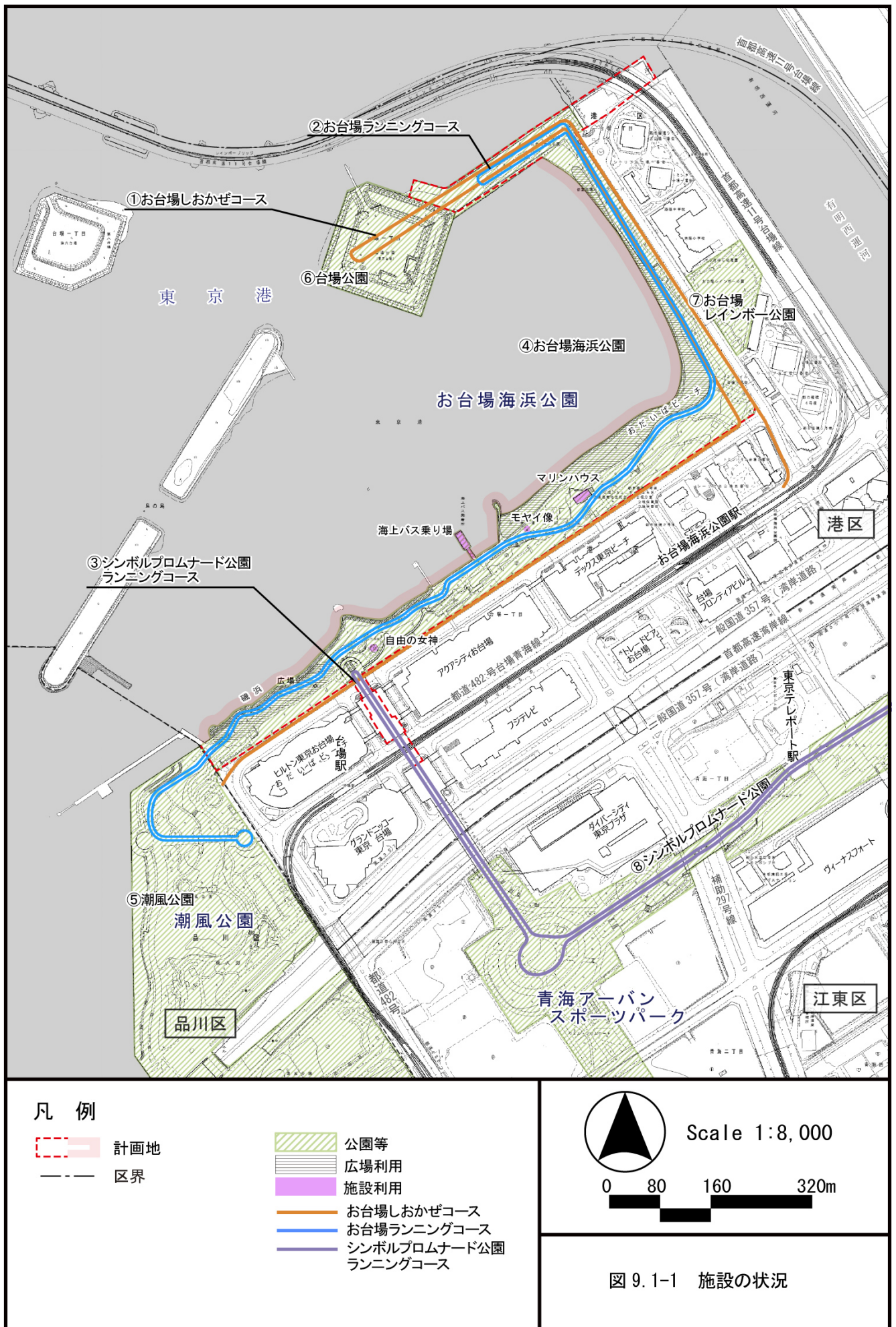
<http://www.tptc.co.jp/park>

：「東京の観光公式サイト GO TOKYO」(令和元年 6 月 6 日参照 公益財団法人 東京観光財団ホームページ)

<https://www.gotokyo.org/jp/index.html>

：「公園・児童遊園」(令和元年 6 月 6 日参照 港区公式ホームページ)

<https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html>





広場



おだいばビーチ



海上バス乗り場



マリンハウス



モヤイ像



自由の女神

写真 9.1-1 お台場海浜公園内の自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地の位置するお台場海浜公園には、水辺空間といった自然と触れ合うことのできる広場、おだいばビーチ、海上バス乗り場、マリンハウス、モヤイ像、ベンチ、トイレ等が整備されている。

計画地周辺には、北側に台場公園、東側にお台場レインボー公園、南側にシンボルプロムナード公園、西側に潮風公園が存在し、各施設内には遊戯や散策、休憩等ができる広場、ベンチ、トイレ等が整備されている。また、これらの公園を繋ぐように散策やジョギング等ができるウォーキングコースやランニングコースが整備されている。

表 9.1-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能等
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	お台場レインボー公園、台場公園、お台場海浜公園、潮風公園を結ぶ約 2.7 km に設置されたウォーキングコース。水辺空間の水や緑、レインボーブリッジ等の東京湾の景色を眺めながら散策やジョギング等ができるコースが整備されている。
	②	お台場ランニングコース	海や緑に囲まれた潮風公園、お台場海浜公園、台場公園を繋ぐ約 4.0 km のランニングコース。散策やジョギング等が気軽にできるよう、コース上には距離標示（1km 毎）が設置され、水飲み場や自動販売機、トイレがコース沿いに、シャワーやロッカーなどを完備したランナーのための施設が整備されている。
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	水辺や緑に囲まれたシンボルプロムナード公園内に整備された約 5.0 km のランニングコース。散策やジョギング等が気軽にできるよう、コース上には距離標示（1km 毎）が設置され、水飲み場や自動販売機、トイレがコース沿いに、シャワーやロッカーなどを完備したランナーのための施設が整備されている。
公園	④	お台場海浜公園	お台場海浜公園内には、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用が可能なビーチや広場、ベンチ、トイレ、像等が整備されている。また、釣りや磯遊び、潮干狩りなどの季節に応じた利用もできる広場やビーチ、マリンハウス等の施設が整備されている。
	⑤	潮風公園	潮風公園内には、遊戯、散策、休息等ができる広場、遊歩道、レストハウス等の施設が整備されている。レインボーブリッジを背景とした東京湾の美しい景色や大井コンテナふ頭を眺めて休息等ができるベンチ等が整備されている。
	⑥	台場公園	お台場海浜公園に隣接し、公園内には国指定史跡である品川台場（第3台場）の一部だった高い石垣や玉薬置所、火薬庫、兵舎の礎石などを見ることができる。水辺の景色やレインボーブリッジ、春には美しい桜を楽しむ散策や休息等ができる広場等が整備されている。
	⑦	お台場レインボー公園	遊戯、スポーツ、散策や休息等の利用ができる、芝生広場、散策路、休憩スペース、バスケットゴールや公園遊具が整備されている。平成 17 年に環境学習のための発電風車が設置され、シンボルとなっている。
	⑧	シンボルプロムナード公園	臨海副都心（青海、有明、台場）の様々な施設を繋ぎ散策やジョギング、休息等ができる遊歩道、チューリップ等の花々の植栽、ベンチ等が整備されている。

注）下記出典をもとに作成。ただし、お台場海浜公園の場が持つ機能等は現地調査による確認結果も含む。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」（令和元年 6 月 6 日参照 東京都福祉保健局ホームページ）

www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html

：「ミナトシティビュー鳥瞰図&すこやかマップ」（令和元年 6 月 6 日参照 みなと保健所健康推進課ホームページ）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukur/documents/mapwalkingomotemen.pdf>

：「海上公園なび」（令和元年 6 月 6 日参照 東京港埠頭株式会社ホームページ）

<http://www.tptc.co.jp/park>

：「東京の観光公式サイト GO TOKYO」（令和元年 6 月 6 日参照 公益財団法人 東京観光財団ホームページ）

<https://www.gotokyo.org/jp/index.html>

：「公園・児童遊園」（令和元年 6 月 6 日参照 港区公式ホームページ）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html>

ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の利用経路は、図 9.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、台場駅及びお台場海浜公園駅（東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ））、東京テレポート駅（東京臨海高速鉄道（りんかい線））があり、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.1-5 に示すとおりである。

表 9.1-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	台場駅	約 230m	約 2 分
			お台場海浜公園駅	約 120m	約 1 分
	②	お台場ランニングコース	台場駅	約 240m	約 3 分
			お台場海浜公園駅	約 300m	約 3 分
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	東京テレポート駅	約 140m	約 2 分
公園	④	お台場海浜公園 (広場・ビーチ)	台場駅	約 1,080m	約 12 分
			お台場海浜公園駅	約 330m	約 4 分
			東京テレポート駅	約 640m	約 7 分
	⑤	潮風公園	台場駅	約 400m	約 5 分
	⑥	台場公園	お台場海浜公園駅	約 1,080m	約 12 分
	⑦	お台場レインボー公園	お台場海浜公園駅	約 500m	約 6 分
			東京テレポート駅	約 800m	約 9 分
	⑧	シンボルプロムナード公園	お台場海浜公園駅	約 550m	約 6 分
			東京テレポート駅	約 140m	約 2 分

注) 駅名は、以下の出典に基づいて選定した。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」（令和元年 6 月 6 日参照 東京都福祉保健局ホームページ）

www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html

：「ミナトシティビュー鳥瞰図&すこやかマップ ウォーキング」（みなと保健所健康推進課ホームページ）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuridocuments/mapwalkingomotemen.pdf>

：「海上公園なび」（東京港埠頭株式会社ホームページ）

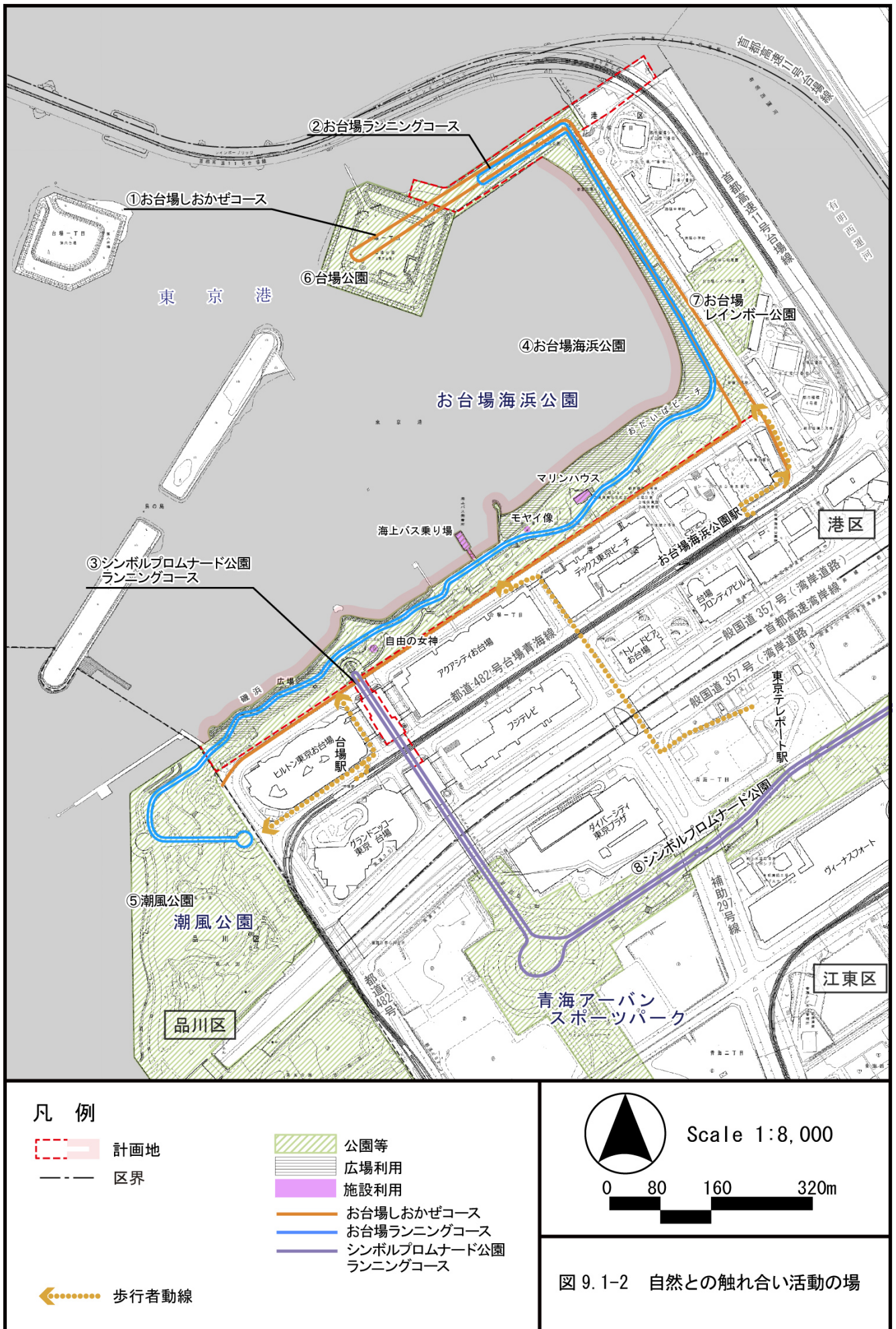
<http://www.tptc.co.jp/park>

：「東京の観光公式サイト GO TOKYO」（公益財団法人 東京観光財団ホームページ）

<https://www.gotokyo.org/jp/index.html>

：「公園・児童遊園」（港区公式ホームページ）

<https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html>



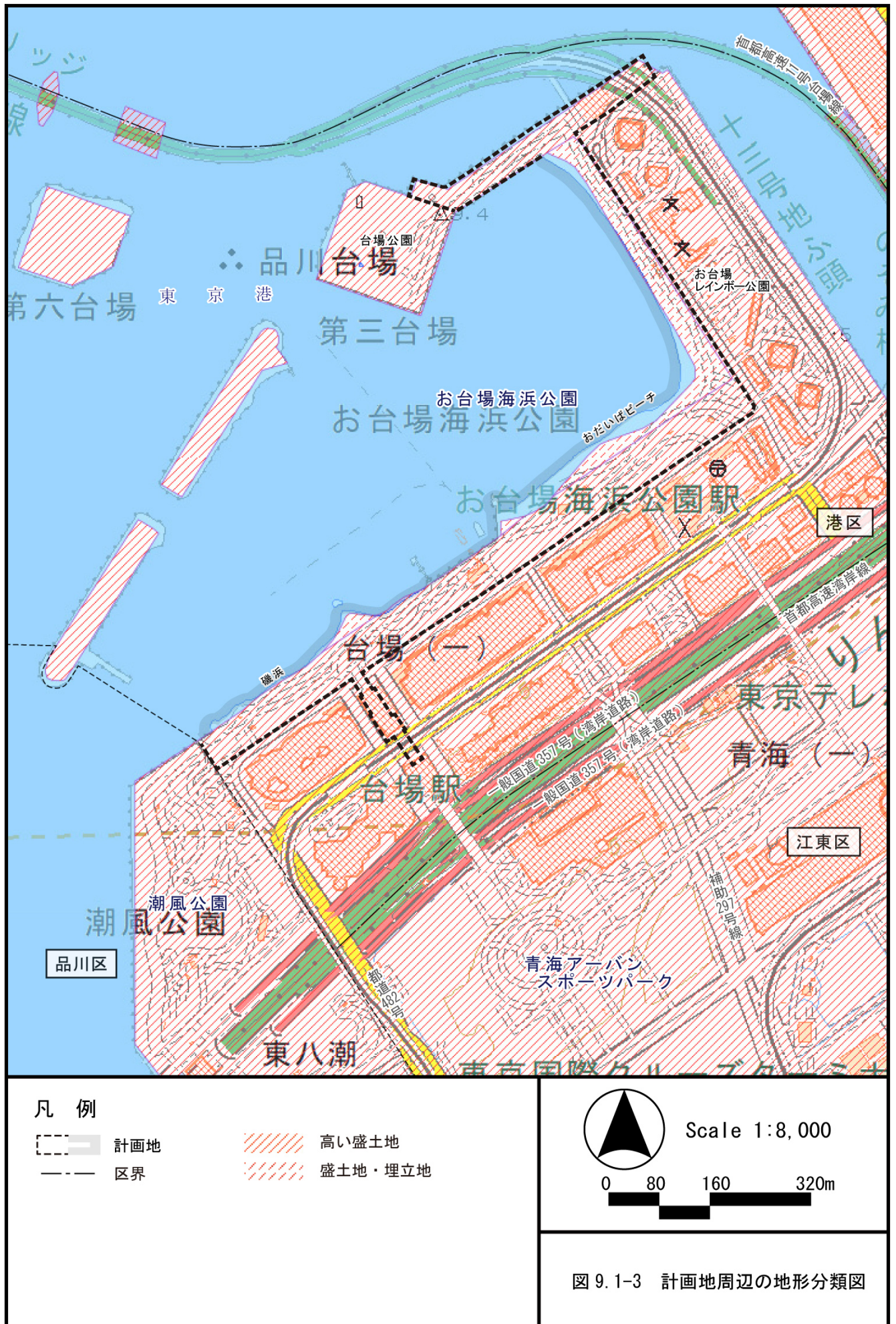
2) 地形等の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、図 9.1-3 に示すとおりである。

計画地は、「東京港改訂港湾計画」（昭和 36 年～45 年）に基づき昭和 49 年に埠頭用地及び商業用地を整備することを目的として 13 号地として埋め立てられた人工地盤の地域である。計画地及びその周辺の標高は、おおむね T.P. 0.7～5.0m であるが、品川台場は 9.5m である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、図 9.1-4 に示すとおりである。計画地の土地利用は「公園・運動場等」となっている。計画地周辺の土地利用は、「専用商業施設」、「宿泊・遊興施設」、「事務所建築物」、「集合住宅」等となっている。



出典：「土地条件図」（令和元年6月 国土地理院）



出典：「東京都土地利用現況図（建物用途別）（区部）（平成 28 年度現在）」（平成 29 年度 東京都都市整備局）

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.1-6 に示すとおりである。

表 9.1-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もつて都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園の種類) 第三条 海上公園の種類は、海浜公園、ふ頭公園及び緑道公園とする。 2 海浜公園は、主として、水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業（以下「海上公園事業」という。）を行う。 一 海上公園の整備に関すること。 二 海上公園の利用公開に関すること。 三 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.1-7(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 9.1-7(1) 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
港区まちづくりマスタープラン (平成 29 年 3 月)	(目的) 港区まちづくりマスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）」として策定した計画であり、港区の街づくり分野の最上位の計画である。おおむね 20 年後を見据えたまちの将来像や目指すべき方向性、地域特性に応じたまちづくりの方針や取組の考え方を示している。 (基本理念) 「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持し、想像し、運営していく」というまちづくりの基本理念として、地域が主体的にまちづくりの中心となるよう、互いの交流と連携を深め、様々な立場の人の参画と協働体制を構築し、ともにまちを創造しマネジメント（運営）していく。 (方針 4 緑・水) 都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成 ・緑豊かな大規模な公園・緑地や水と触れ合うことができる公園など、緑と水の拠点として保全・活用するとともに、斜面緑地や街路樹、古川や運河などをいかした緑と水の軸を創出し、緑と水のネットワークを形成する。 ・さらに、これらの拠点や軸を取り巻く公共施設や民有地が連携し、連続する小規模な緑と水の空間を保全・創出していくことで、緑と水のネットワークを強化する。 生物多様性に資する自然回復の場づくり ・生きものの生息や生育に配慮した緑化を推進し、自然や生きものと共存できる自然回復の場づくりに取り組む。 緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出 ・緑と水の魅力をいかしたにぎわいを創出するため、緑と水に触れ合える公園やオープンスペースの確保を進め、多様なレクリエーションや観光などの場を創出する。 ・民間活力の導入や地域との協働による緑の維持管理により、緑と水のにぎわいの場を創出する。 災害時に機能を発揮する緑と水 ・避難場所などの防災活動の拠点となるとともに延焼遮断空間ともなる公園及びオープンスペースを確保し、地域の防災機能を高める。 緑と水による景観の継承と創造 ・地域の歴史や地形を継承する緑の保全とともに、古川や運河、海辺など、水辺の親水空間の拡充を図るなど、地域特性をいかした景観形成を推進する。 ・景観形成に資する緑や水の資源の保全にあたっては、適切なメンテナンスを行い、美しい景観を保ち続ける取組を促進する。
港区緑と水の総合計画 (平成 23 年 3 月)	(目的) 緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する 2011 年度から 2020 年度までの 10 年間を計画期間とした総合的な計画。 (緑と水の配置方針) ・環境保全、防災、景観形成、レクリエーションに重要な役割を果たしている公園・緑地、民有地の緑を「緑の拠点」、水辺とふれあえる公園を「水の拠点」に位置付け、保全する（24 箇所）。 ・生きものの移動経路の確保など、緑や水がつながることによってもたらされる機能を高めていくため、斜面 緑地が残る地形や道路に沿って連なる緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置づけ、緑と水の ネットワークを創出する。 ・拠点や軸を取り巻く公共施設や民有地が協力して、小規模な緑、水の空間を保全、創出していくことで緑と 水のつながりを一層強化し、緑や水が有する機能の維持、向上を図る。 (芝浦港南地区の緑と水のまちづくり) 運河と海辺と水を生かした環境にやさしい魅力的なまちをつくる 重点的な取組み：区平均に近づけることをめざした緑被率の向上

表 9.1-7(2) 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
臨海副都心まちづくりガイド ライン－2016 改定－ (平成 28 年 7 月)	(目的) 「臨海副都心まちづくり推進計画」で示す計画内容に適合した優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図る。 (お台場海浜公園に係るまちづくりの基本方針) 土地利用方針 ・お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地を形成する。また、海岸に面して生活利便施設等の配置を行う。 ・住宅街区のほか、ウォーターフロントの魅力を生かした広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうまいのある複合市街地を形成する。 都市空間の構成 ・お台場海浜公園沿いに、ウォーターフロントの魅力をいかした飲食店や専門店など、個性的な広域型の商業施設を複合的に集積するとともに、臨海高速鉄道駅の近接性をいかした業務施設を配置し、シーサイド商業・業務複合ゾーンを形成する。 ・お台場海浜公園東側に超高層から中層までの住棟を組み合わせ、水辺の景観をいかした眺望豊かな居住ゾーンを形成する。 ・歴史的資源を活用したオープンスペースの保全や公園の園路等の整備により、だれもが水際に近づける歩行者空間を確保する。また、海への眺望をいかした「シーサイドプロムナード」を誘導し、ウォーターフロントの特性を活用した歩行者ネットワークを形成する。 都市景観・環境整備方針 ・シンボルプロムナードを軸として、水際線を含めた公園・緑地の整備を進めるとともに、敷地内のオープンスペースの確保及びその緑化などにより、副都心全体の水と緑のネットワークを形成する。 ・開発による環境への負荷を最小限とするため、省エネルギー、資源の循環利用、自然エネルギーの利用、都市緑化等を推進し、自然と共生する環境保全型都市づくりを進める。 ・建物や道路などにおいてバリアフリー化を進め、安心して住める都市環境を形成。 ・ゆとりある土地利用を図ることで、災害時に対応できるオープンスペースを確保し、建築物等の安全対策を講じるなど、安全なまちづくりを進める。
海上公園ビジョン (平成 29 年 5 月)	(目的) 生物多様性保全など自然環境面での取組を強化するとともに、地域や民間との連携により新たな賑わいを創出し、臨海地域のブランド力、東京の都市力の向上を図る。 (海上公園基本的な考え方) ・環境配慮や防災力の向上などの社会的要請に応じて、公園機能の一層強化に取り組む ・東京 2020 大会のレガシーを生かすとともに、周辺地域との連携を図り、民間活力を生かして賑わいの創出に取り組む (取組の方向性と具体策) 東京の都市機能向上への寄付 ・魅力的な水と緑のネットワークを創出する ・生物多様性保全を推進する ・環境負荷低減を進める ・安全・安心な公園づくりを進める 地域ニーズへの対応と賑わいの創出 ・民間の活力を生かし賑わいを創出する ・都民協働による公園づくり ・多様なニーズに対応した利用しやすい公園づくり ・歴史や文化を体感できる場を形成する 東京 2020 大会の成功とレガシー活用 ・選手村・競技会場と一体的な整備を図る ・レガシーを生かして更なる発展につなげる (観光・MICE エリアの目標・方向性) 目 標：東京タワーやレインボーブリッジなどの東京を代表するランドマークが作り出す景観、商業施設等の建物やイベント、歴史的・文化的な資源などと水辺・緑地を組み合わせ、魅力的な空間を形成する。 海沿いの園路、広場、遊歩道などを活用し、国内外から訪れた多くの人々による賑わいを創出する。 方向性：イベントの開催・誘致を進めるほか、民間事業者等と連携を図りながら水上交通の活性化や新たな海辺のレクリエーションの場づくりに取り組み、エリアの魅力を更に高めていく。また、多言語対応やバリアフリー化、防災情報の掲示、無料Wi-Fiの拡充等を進め、誰もが快適・安全に水辺の公園や周辺施設を楽しむことができる環境整備を進めていく。

9.1.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。

また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じないと予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。

また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元に配慮して計画地から外している。

更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウンタップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。

さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

9.1.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・大会後には全ての仮施設を撤去して原状回復を行う。
- ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。
- ・仮施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。
- ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
- ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・大会後に実施する原状復旧（復植）の実施状況について、フォローアップで確認する。

9.1.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。

また、仮施設の配置に当たっては、仮施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場は維持され、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地が位置するお台場海浜公園については、仮施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。

また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元で配慮して計画地から外している。

更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウンドアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。

さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。

9.2 史跡・文化財

9.2.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①文化財等の状況 ②埋蔵文化財包蔵地の状況 ③法令等による基準等	計画地の周辺に文化財が存在することから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 文化財等の状況

調査は、「東京都文化財総合目録」（平成 22 年 3 月 東京都教育委員会）、「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）等の既存資料の整理によった。

2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

調査は、「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）等の既存資料の整理によった。

3) 法令等による基準等

調査は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）、港区文化財保護条例（昭和 53 年港区条例第 24 号）等の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 文化財等の状況

計画地及びその周辺の指定（登録）文化財等は、表 9.2-2 及び図 9.2-2 に示すとおり、国指定史跡の「品川台場」（地点番号 1）が存在する。

表 9.2-2 計画地及び周辺の指定（登録）文化財等（令和元年 6 月時点）

地点番号	種別	名称	住所	区分
1	史跡	品川台場	港区台場 1 丁目（台場公園内）	国指定

注）地点番号は、図 9.2-2 に対応する。

出典：「国指定文化財等データベース」（令和元年 6 月 4 日参照 文化庁ホームページ）

http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp

：「東京都文化財情報データベース」（令和元年 6 月 4 日参照 東京都教育庁地域教育支援部ホームページ）

<http://bunkazai.metro.tokyo.jp/>

品川台場は、嘉永 6 年（1853 年）にアメリカ合衆国のペリー司令長官が来航し、江戸幕府に開国を迫った際に幕府が築造した砲台である。江戸湾海防強化の必要性を痛感した幕府が急造した砲台の島であり、215 年間の鎖国を解いた開国の象徴となる場所である。

なお、この品川台場造成当時は、品川宿目黒川の沖合から深川洲崎の沖合にかけて、図 9.2-1 に示すとおり、11 基の海上台場をそれぞれが死角をもたないように計画された。工事は嘉永 6 年 8 月末に着手され、昼夜兼行で進められた。第 1 ～ 3 台場築造時で 5,000 人にも及ぶ土取人夫（土木労働者）が従事したとされている。安政元年（1854 年）4 月には第 1 ～ 第 3 台場が、同年 12 月には第 5、第 6 台場が竣工している。第 4 台場と第 7 台場は未完成のまま工事が中止され、第 8 以降の台場は未着手となった。結局、幕府はアメリカ等各国と和親条約、通商条約を結んだことから、台場は使われることなく、明治維新を迎えている。その後、表 9.2-3 に示すとおり殆どの台場はその姿を消し、現在は陸続きの第 3 台場と海上の第 6 台場のみが残り、共に大正 15 年に国指定史跡として指定されている。



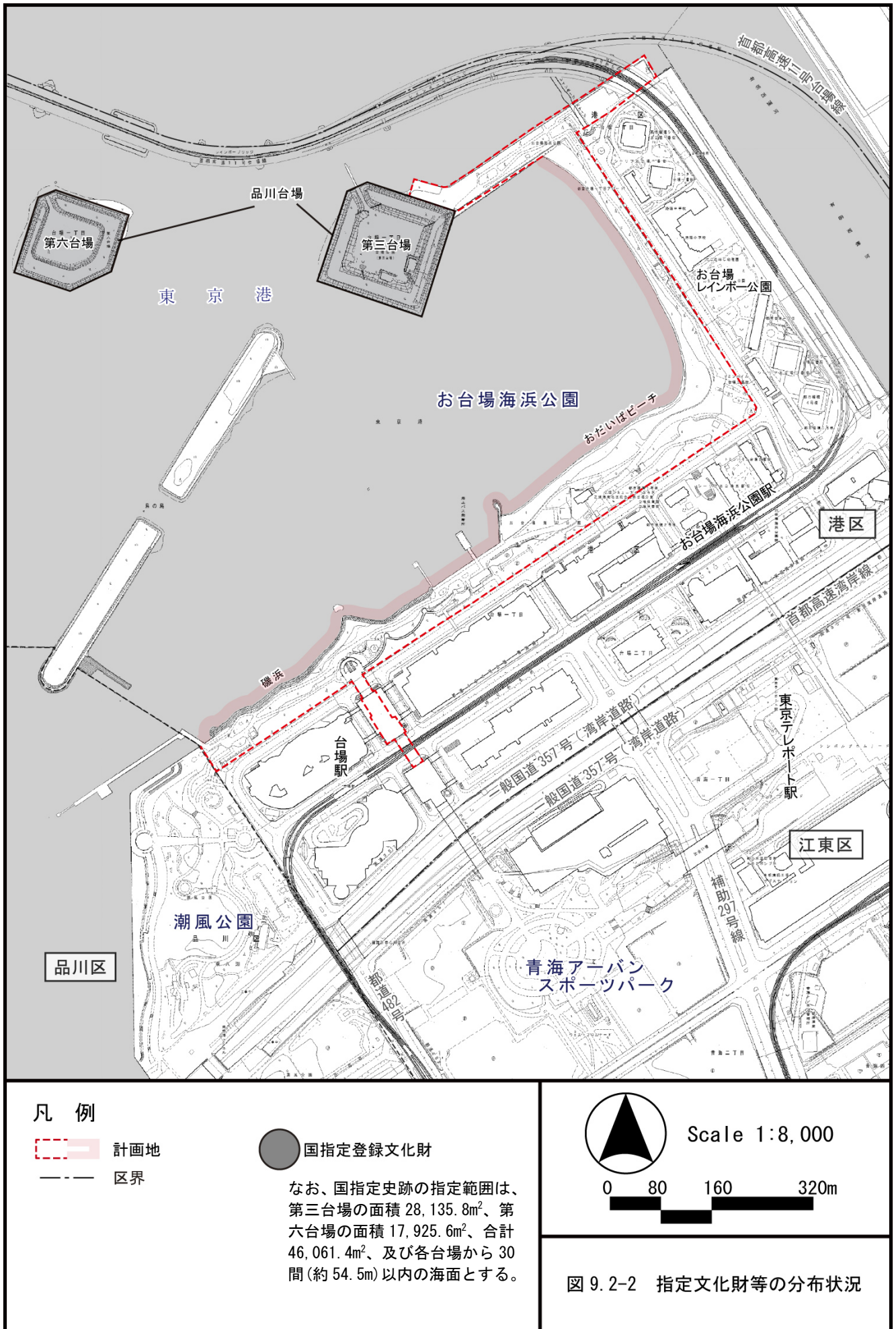
出典：「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）

図 9.2-1 品川台場築造図

表 9.2-3 品川台場の現状

名称	現状
第 1 台場	品川埠頭に含まれて消滅。
第 2 台場	明治 3 年に品川灯台が建てられ、昭和 32 年まで点灯されていたが、航路を広げるために撤去された。なお、その石垣の石の一部は晴海ふ頭公園に利用されている。
第 3 台場	国指定史跡として残る。
第 4 台場	昭和 14 年に完成した埋立地に埋もれたが、石垣の一部は、天王洲の油槽所の護岸として残る。その後、天王洲アイルの再開発により石垣が埋没する懸念が生じたことから、東京都港湾局により石垣保存が工事の条件とされ、親水型の防潮堤に台場の石が生かされ、歴史的な台場の面影は残された。
第 5 台場	品川埠頭に含まれて消滅。
第 6 台場	国指定史跡として残る。
第 7 台場	海にのみ込まれていたが、その跡も有明埠頭の整備に伴って浚渫され、昭和 40 年に消滅した。

出典：「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）



2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画地及びその周辺は、「東京港改訂港湾計画」により昭和 49 年に埠頭用地及び商業用地を整備することを目的として 13 号地として埋め立てられた埋立地であることから、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

3) 法令等による基準等

史跡・文化財に関する法令等については、表 9.2-4(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 9.2-4(1) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和 25 年法律 第 214 号)	(この法律の目的) 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 (現状変更等の制限) 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (登録有形文化財の現状変更の届出等) 第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。 (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。 (遺跡の発見に関する届出、停止命令等) 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (現状変更等の届出等) 第二百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

表 9.2-4(2) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都文化財保護条例 (昭和 51 年条例 第 25 号)	(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都(以下「都」という。)の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。 (現状変更等の制限) 第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
港区文化財保護条例 (昭和 53 年条例 第 24 号)	(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で港区(以下「区」という。)の区域内に存するもののうち、区にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって区民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。 (現状変更の制限) 第十四条 区指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

9.2.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の会場事業計画地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の実施計画を基に、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の改変の程度を把握する方法によった。

(5) 予測結果

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画していることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。

9.2.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。
- ・品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。
- ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。
- ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

9.2.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、文化財の現況とした。

(2) 評価の結果

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める。水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画していることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。

以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指標を満足するものとする。

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）審査意見書」（令和元年10月29日付31環総政第556号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. お台場海浜公園の計画の目的及び内容	内容	事業の基本計画として水中スクリーンを設置すること、水中スクリーン設置の施工方法の概要を追記した。(p. 10、16 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 自然との触れ合い活動の場	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を周知することを追記した。(p. 44 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、大会後に実施する原状復旧（復植）の実施状況について、フォローアップで確認することを追記した。(p. 44 参照)
9.2 史跡・文化財	予測	予測の対象時点として、大会開催前に加えて大会開催後も対象とした。(p. 53 参照)
	ミティゲーション	水中スクリーンの設置及び撤去に当たっての品川台場へのミティゲーションを追記した。(p. 54 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）審査意見書」（令和元年10月29日付31環総政第556号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 評価書案に対する環境局長の意見の内容

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。 なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。	
項目	1. 項目別事項
【アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財）】	
（自然との触れ合い活動の場） ①計画地のお台場海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されており、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施することから、各工事の実施に当たっては、公園利用者に対し、対象となるエリア、工事内容、工事期間等の情報を現場に看板を立てるなどして分かりやすく提供すること。 ②樹木除去が必要な場合は大会後に極力原状復旧（復植）を行うこととしていることから、フォローアップ調査で対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告すること。	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）」は、令和元年9月6日に公表し、同年9月6日から10月5日までの30日間にわたり意見募集を行った。都民等からの意見書の提出は無かった。

11. 評価書対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

11.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表11-1に示すとおりである。

表 11-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所		修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
4. 東京 2020 大会個別計画の内容			
	4.4 事業の基本計画	基本計画 施工計画	計画の具体化に伴い、仮設施設の基本計画や施工計画を整理した。(p. 10～18 参照)
7. 環境影響評価の項目		環境影響要因	大会の開催中に係る環境影響要因については別途全体計画及び競技を対象とした環境影響評価を実施することとした。(p. 21 参照)
	(13) お台場海浜公園	環境影響評価 の項目	仮設施設の施工計画の具体化に伴い、「自然との触れ合い活動の場」「史跡・文化財」を選定した。また、「水質等」は水質等に影響を及ぼすおそれはないため、「生物・生態系」は動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しないため、「土地利用」は仮設施設として整備されるものであるため、選定しなかった。(p. 22、23 参照)

11.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見は、表11.2-1(1)～(6)に示すとおりである。なお、環境局長の意見は、個別の会場のみに対するものではなく、調査計画書で示した会場等の全体に対するものであり、原文のまま掲載している。

表 11.2-1(1) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

調査計画書は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。 なお、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案」を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。	
項目	1. 総括的事項
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会が2020年7月24日（金曜日）に開会式が催され、同年8月9日（日曜日）に閉会式が催される。また、パラリンピック競技大会は、2020年8月25日（火曜日）から同年9月6日（日曜日）までとなっている。オリンピック・パラリンピック競技大会は37施設を会場とし、オリンピック競技大会は28競技、パラリンピック競技大会は22競技が計画されている。 1990年代以降のオリンピック・パラリンピックムーブメントにおいて、環境は、スポーツ、文化と並ぶ3本の柱の一つとして位置づけられており、IOCは、立候補都市に対して、大会開催に向け選定した全ての競技会場及びメディアセンターについて、環境影響評価を実施することを求めている。 東京が2013年1月にIOCに提出した、詳細な開催計画である「立候補ファイル」においては、東京が2020年大会開催都市に選定された場合には、きめ細かい実施段階環境影響評価を行うことが明記されている。 これを受けて実施されている、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント（以下「本アセス」という。）は、東京都環境影響評価条例に準じて環境アセスメント制度のチェック機能を活用し、大会開催に伴う環境影響の回避・最小化・代償を行うとともに、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的としている。 本アセスでは、東京都内の競技会場、競技及び全体計画を対象とし、また、大会の開催前、開催中、開催後について、それぞれの環境影響を予測・評価する。さらに、社会経済項目についても予測・評価項目としている。 調査計画書における調査事項の選定、予測・評価項目及び事項の選定については、施設計画、大会運営計画それぞれについて未確定の部分が多い段階において実施されたものであり、今後、計画の熟度が向上していく過程で、必要に応じて再検討することが求められる。 以下に、まず、調査計画書全体に関して、考慮されたい観点についての意見を述べ、以降、中項目毎に意見を付すこととする。 今後、評価書案策定に当たっては、これらの意見も踏まえ内容の充実を図られたい。	
(1) 本事業は、近年にない大規模なイベントであり、事業計画地の周辺には、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在している。このことから、本事業の実施に伴う環境負荷の低減や適切な環境保全のための措置を実施するなど、周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めること。 (2) 本事業は、コンパクトな会場配置をコンセプトとし、競技施設の多くが選手村から半径8キロメートル圏内に建設されることから、当該圏内において環境への影響が特に懸念される。このことから、工事の施工計画を明らかにするとともに、使用する建設機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等について、評価書案において記載すること。 (3) 一部の事業計画地について、周辺に住居等が存在しないことから、予測・評価項目として選定しないとしているが、周辺に教育施設、福祉施設、公園等の環境上配慮すべき施設が存在している場合には、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (4) 一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮設施設であることや、既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	

表 11.2-1(2) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(1) 【主要環境（大気等、水質等、土壌）】	
(大気等) 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通〕 (水質等) 水泳競技が開催される夏季は、東京都内湾の水質が悪化することもあることから、競技会場周辺の公共用水域について、頻度を上げて水質調査を行うなど、夏季における水質の状態を適切に把握すること。 (土壌) 廃棄物の埋立地に競技会場を建設する計画があることから、当該予定地に係る土地の履歴等の調査を実施し、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	
(2) 【生活環境（騒音・振動、日影）】	
(騒音・振動) ① 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔主要環境（大気等）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全） 共通〕 ② 事業計画地の周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の厳守、急発進・急加速を避ける等、道路交通騒音の低減に努めること。 ③ 大会開催中においては、会場設備等（拡声機器、冷房施設、換気設備等）の稼働に伴う騒音、振動が生活環境に影響を及ぼすことも予想されることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (日影) オリンピックスタジアムの周辺には、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等が存在することから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。	

表 11.2-1(3) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(3)【アメニティ・文化（景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】 (景観) ① 圧迫感の変化の程度について、建築物の高さが低く圧迫感を生じない場合は、予測事項から除外するとしている。しかし、建築物の高さが低い場合であっても、幅広の建築物や、緑地・公園等の開けた空間において新たな建築物が建設される場合などには、圧迫感の程度が変化する可能性もあることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② オリンピックスタジアムは、四周が道路等で囲まれ、会場へのアクセスルートも複数あることが考えられることから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。 (史跡・文化財) 事業計画地及び周辺には多くの指定文化財等が確認されており、また、周知されていない埋蔵文化財等が存在する可能性もあることから、既存資料調査に加えて地元教育委員会等関係機関の最新情報を踏まえた調査を行い、これらの調査結果に基づき、必要に応じて予測・評価すること。 (自然との触れ合い活動の場) 自然との触れ合い活動の場について、会場ごとに位置等を図示するとともに、機能及び利用経路について明らかにし、現況調査全体の結果を踏まえて事業計画や工事施工計画を策定し、予測・評価すること。 (歩行者空間の快適性) 現況調査について、既存資料調査のみとしているが、各会場へのアクセスルートの状況等について、必要に応じて現地調査を実施すること。 (4)【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】 (生物の生育・生息基盤) 現況調査について、既存資料調査のみとしているが、建設工事等による改変が予想される会場については、「生物・生態系」と合わせて、現地調査を実施すること。 (水循環) ① 地下水の貴重な涵養源である武蔵野台地に立地する会場等について、雨水浸透対策により雨水浸透量を増加させることが可能であることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② 施工計画が具体化し、地下掘削や地下構築物を設置する場合、地下水の流動阻害を引き起こす可能性があることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (生物・生態系) 1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮施設であることや既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない生物・生態系の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

表 11.2-1(4) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(4)【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】	
(緑) ① 1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮施設であることから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、緑に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない緑の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② オリンピックスタジアム計画地周辺の明治神宮外苑については、歴史的な経緯を有する場所であるとともに、風致地区であることに鑑み、緑の保全、保護について最大限の配慮をすること。なお、現地調査等においては、緑の状況等を把握するほか、樹木等有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと。 ③ 緑の状況の調査方法(現地調査)については、調査時期・期間を秋の一角とするとしているが、植物が繁茂し2020年東京大会が開催される夏季の調査について、検討すること。	
(5)【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】	
(水利用) オリンピック・パラリンピック開催後も施設は存続することから、新設だけでなく既存施設についても、予測・評価項目として選定すること。 (廃棄物) 既存資料調査について、2012年ロンドンオリンピック競技大会のほか、1998年長野オリンピック競技大会や2002年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会等における、廃棄物の削減に関する取組についても調査すること。 (エコマテリアル) 大会開催に伴い使用する各種物品類について、他の国際大会における環境配慮型製品の使用状況を調査することを検討すること。	
(6)【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
(温室効果ガス、エネルギー 共通) 仮施設について、予測の対象時点を大会開催中のみとしているが、大会開催後における仮施設の扱いが明らかになった段階で、必要な環境保全措置を講じるとともに、大会開催後についても、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	

表 11.2-1(5) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(7) 【土地利用（土地利用、地域分断、移転）】	
(土地利用) 臨海部における会場整備について、将来の土地利用と矛盾しないよう配慮すること。 (地域分断) ① 会場等が未利用地に立地の場合、新たな地域分断は生じないとして予測・評価項目として選定していないが、未利用地に分類した土地のなかに、公園等の公共施設が含まれているため、生活動線の分断及び進展について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 ② 仮施設については、一時的なものであり恒常的な地域分断は生じないとしているが、会場設置により一定の負荷を生じるので、開催前の施設の存在について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。 (移転) 住居・店舗等の移転が必要となる場合は、関係住民等への情報提供に努めるなど十分に配慮すること。	
(8) 【社会活動（スポーツ活動、文化活動）】	
(スポーツ活動、文化活動 共通) 既存資料調査について、1998 年長野オリンピック競技大会や 2002 年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(9) 【参加・協働（ボランティア、コミュニティ、環境への意識）】	
(ボランティア、コミュニティ、環境への意識 共通) 既存資料調査について、1998 年長野オリンピック競技大会や 2002 年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(10) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災、衛生）】	
(安全) 大会には、日本国内はもとより、世界各国から様々なアスリートや観客が訪れる。全ての人にとって安全、安心、快適な大会となるよう、点字案内板やピクトグラムなどの図記号を利用した視覚的に分かりやすい案内表示、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等による物理的障壁の解消に努めること。 (消防・防災) 既存施設の耐震性及び防火性に関しては、改修や天井脱落対策等の履歴を把握する等により、安全性を確認すること。 (衛生) 大会には、世界各国からアスリートや観客が訪れることから、水道水基準について、他国の基準値との比較調査を行い、東京の水道水の安全性を明らかにすること。	

表 11.2-1(6) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(11)【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】
	(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通) 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。 〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）共通〕
	(12)【経済（経済波及、雇用、事業採算性）】
	(経済波及) ① 2012 年ロンドン大会及びその他のオリンピック・パラリンピック競技大会において、どのような新規ビジネスとビジネス機会が生じたのかについても調査すること。 ② 首都高速道路の建設等による大規模な経済波及があった 1964 年の東京大会についても調査すること。 (雇用) 2012 年ロンドン大会の際、オリンピック関連の雇用は一時的なものが多かったという報告もあることから、大会開催後の雇用について他開催都市の事例も調査すること。 (事業採算性) ① 個別の会場毎に予測せず全体計画で予測としているが、個別の会場毎にも予測・評価を行うこと。 ② 環境影響要因として、開催前の「施設の建設」及び開催中の「大会の運営」について選定しているが、新設及び既存（改修）の会場等については、開催後も施設が存続することから予測・評価すること。

11.3 調査計画書に対する都民等の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書」は、都内全会場を対象としている。平成26年3月28日に公表し、同年3月28日から4月16日までの20日間にわたり意見募集を行った。都民から提出された意見書の件数は82件であり、その大半がオリンピックスタジアムと葛西臨海公園に対しての意見であった。環境の保全の見地からの意見の概要は、以下に示すとおりである。

1. 個別会場について
【オリンピックスタジアム】 ・ 周辺の生態系、文化、生活に与える影響を十分に調査すべきである。 ・ 観客8万人収容時の、周辺への騒音・振動による影響を十分に調査すべきである。 ・ 公共交通機関への影響を十分に調査すべきである。 ・ 景観について、神宮外苑の歴史的経緯も踏まえ調査を行うべきである。 【葛西臨海公園】 ・ 葛西臨海公園の自然環境への影響を十分に調査すべきである。 ・ 施設で大量の水を使用するため、公共用水への影響を十分調査すべきである。
2. 競技について
意見はなかった。
3. 全体計画について
意見はなかった。
4. その他
・ 意見募集については広く広報すべきである。 ・ 意見の募集期間を十分に確保すべきである。

12. 実施段階環境アセスメント手続の実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

13. その他

13.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

お台場海浜公園の実施段階環境アセスメントの経過は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 お台場海浜公園の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	令和元年 9 月 6 日
意見を募集した日	令和元年 9 月 6 日～令和元年 10 月 5 日
都民等の意見	0 件
評価書案審査意見書が送付された日	令和元年 10 月 29 日
環境影響評価書が公表された日	令和元年 11 月 14 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

13.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、 その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（31都市基交第148号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

令和元年 11 月発行

登録番号 (30) 176

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書

(お台場海浜公園)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

